

保険について

○ 学生教育研究災害傷害保険（略称「学研災」）

学生の講義、実験等の正課中及び学校行事中における不慮の災害事故、課外活動中の事故、学校施設内における事故並びに通学中の事故による障害を救済するために(財)内外学生センターが行う制度で、大学における教育研究を円滑に進めるため、本学の学生は全員加入となっています。

保険金が支払われる場合

対象範囲	内 容
正課中	講義、実験、実習、演習又は実技による授業を受けている間のほか、 (1) 指導教員の指示に基づき、卒業論文研究又は学位論文研究に従事している間 (2) 指導教員の指示に基づき、授業の準備若しくは後始末を行っている間、又は授業を行う場所・大学の図書館・資料室若しくは語学学習施設において研究活動を行っている間
学校行事中	大学の主催する入学式、オリエンテーション、卒業式など教育活動の一環としての各種学校行事に参加している間
大学施設内 にいる間	授業間の休憩中あるいは昼休み中など、上記以外で大学の施設内にいる間
課外活動中	キャンパスの内外を問わず大学の認めた課外活動を行っている間
通学中	大学の正課又は学校行事や課外活動のために、住居と学校施設との間の通学、又は学校施設と学校施設との間の移動を行っている間

※ この保険において、課外活動とは、大学の認めた学内学生団体の管理下で行う文化・体育活動を言います。キャンパス外の課外活動は、大学に届け出た活動に限られます。

保険金の種類及び額

保険金の種類	正課中・学校行事中	課外活動中・大学施設内・ 通学中
死亡保険金	2,000万円	1,000万円
後遺障害保険金（最高）	3,000万円	1,500万円
医療保険金入院加算金 （180日を限度）	治療日数4日以上 1日につき4,000円	治療日数14日以上 1日につき4,000円

※ 保険金が支払われない場合（山岳登山やハングライダーなどの危険なスポーツを行っている間等）がありますので注意してください。

保険期間及び保険料

保険期間：4年。掛金：3,900円

※ 休学、留年により当初の保険期間が終了する場合は、当該保険期間が終了する前までに継続の手続きを行ってください。

○ 学研災付帯賠償責任保険

この保険は、学生が、正課中、学校行事中、ボランティアクラブ等での課外活動及びその活動を行うための往復中で、学生の被る種々の賠償責任事故に対する被害者救済の措置とした賠償責任保険制度です。

Aコース：学生教育研究賠償責任保険（略称「学研賠」）

Bコース：インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険（略称「インターン賠」）

(1) 保険の内容

国内において、学生が、正課、学校行事及びその往復中で、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことにより被る法律上の損害賠償を補償します。

(2) 補償の対象者

学校教育法に定める大学のうち、内外学生センターの賛助会員である大学に在籍する学生で学研災に加入している学生に限ります。

(3) 対象となる活動範囲（正課、学校行事等の考え方は学研災に準じます。）

Aコース：正課、学校行事及びその往復。（Bコースの対象範囲を含む）

Bコース：インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復。但し、学校が、正課、学校行事、課外活動(注)として認めた場合に限る。

(注)ここでいう「課外活動」とは、インターンシップ・ボランティア活動を実施することを目的として組織され、大学の学内学生団体としての承認を受けた団体の管理下の活動をいいます。

○インターンシップとは… 学生が在学中に自らの専攻や将来のキャリアに関連した企業等での就業体験を行うことです。

○介護体験活動とは… …… 小学校及び中学校の教諭の普通免許取得希望者が介護等体験活動を行うことです。

○教育実習とは… …… 「教育実習」に該当する科目のもとに受入先の幼稚園・小中学校・高校で、学生の教諭免許取得に必要な活動を行うことです。

※ 盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭免許取得に関する「教育実習」及び養護教諭免許取得に関する「養護実習」を含みます。

○ボランティア活動とは… 各人の自由な意志によって、個人がもっている能力、労力あるいは財産をもって、社会に貢献する活動を行うこと。（但し、本賠償責任保険では、

学校管理下の正課、学校行事、課外活動に限ります。)
 (注意) 対象外の活動：学校施設内での事故（正課、学校行事を除く）、課外活動（上記(注)の場合を除く）

補償金額・保険料

活動内容		Aコース	Bコース
		学生教育研究賠償責任保険 (略称「学研賠」)	インターンシップ・教職資格活動等賠償責任保険 (略称「インターン賠」)
補償内容		正課、学校行事及びその往復。 (Bコースの対象範囲を含む)	インターンシップ、介護体験活動、教育実習、保育実習、ボランティア活動及びその往復。但し、学校が正課、学校行事及び課外活動として認めた場合に限る。
対人賠償		1名1事故1億円限度 (※免責金額 5,000円)	
対物賠償		1事故250万円限度 (※免責金額 5,000円)	
保険料 分担金	1年間	400円	250円
	2年間	800円	500円
	3年間	1,200円	750円
	4年間	1,600円	1,000円

○ 学生健康保険組合

修学目的の達成に寄与するため、互助共済の精神にのっとり、疾病、負傷に対して保険給付を行うことを目的とする組合で、本学の学生は全員加入することになっています。

この保険組合に関することは、学生センター（学生支援課）にお問い合わせください。

組合費及び組合加入金

4,100円（加入金100円、組合費4,000円）

給付金の種類と給付金額

給付金等の種類	給付等の内容	給付金額
医療給付金	医療に要した個人経費（3割以内）の100分の50 (医療費の査定については、社会保険診療報酬点数に準拠して行う。)	年間給付額は60,000円を限度
弔慰金	組合員が死亡したとき	10,000円
返還金	組合員が退学等により脱退したときは、本人の請求により次年度以降の組合費を返還する。	

国立大学法人山口大学毒物及び劇物取扱規則

平成 10 年 11 月 25 日 規則第 63 号
改正 平成 12 年 3 月 31 日 規則第 47 号
平成 14 年 5 月 21 日 規則第 70 号
平成 16 年 4 月 1 日 規則第 100 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）における毒物及び劇物の管理については、毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号。以下「法」という。）及びその他の法令に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「毒物」及び「劇物」とは、法第 2 条に掲げるものをいう。

(2) 「部局等」とは、学部、大学院の研究科（専任の大学教育職員を置く研究科に限る。）、全学教育研究施設、教育学部附属学校、学部附属教育研究施設及び事務局をいう。

(管理責任者及び使用責任者)

第 3 条 部局等に毒物及び劇物を適正に保管・管理するため、毒劇物管理責任者（以下「管理責任者」という。）及び毒劇物使用責任者（以下「使用責任者」という。）を置くものとする。

2 管理責任者は、前条第 3 号に規定する部局等の長をもって充てる。

3 使用責任者は、当該部局の毒物及び劇物の取扱いの実情等に応じ、部局等の長が選任するものとする。

(管理責任者の責務)

第 4 条 管理責任者は、本法人の所有する毒物及び劇物を適正に管理するため、次の業務を行う。

(1) 毒物及び劇物の取扱いに関し、総括的に管理監督すること。

(2) 毒物及び劇物の事故防止措置に関すること。

(3) 毒物及び劇物による危害発生及び危害発生のおそれがある場合の保健所、警察署、消防署等関係機関への届け出に関すること。

(4) 毒物及び劇物等の処分に関すること。

(使用責任者の責務)

第 5 条 使用責任者は、所有する毒物及び劇物を適正に保管・管理するとともに、管理責任者を補佐し、所属職員及び学生等に対し、毒物及び劇物の安全な取扱方法について指導、助言するものとする。

(毒物及び劇物の取扱い及び事故防止等)

第 6 条 管理責任者及び使用責任者は、毒物及び劇物の盗難及び紛失並びに保管設備の倒壊等の事故防止に努めなければならない。

(保管方法等)

第 7 条 毒物及び劇物は、地震、盗難等による事故防止のため、施錠設備がある部屋で、かつ、施錠ができる金属製ロッカー等の専用保管庫（以下「保管庫」という。）に保管しなければならない。また、保管庫は、転倒等防止のため、壁又は床に固定する設備を備えるものとする。

2 保管庫の鍵は、使用責任者が責任をもって管理するものとする。

3 保管庫内の毒物及び劇物で混合又は混触等による発火等の危害が生ずるおそれのあるものは、保管庫を別にし、又は保管庫内の配置を工夫する等危害防止について配慮するものとする。

4 毒物及び劇物の容器は、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。

(毒物及び劇物の表示)

第8条 毒物及び劇物の専用保管庫は、外部から明確に識別できるよう「医薬用外毒物」又は「医療用外劇物」の文字を表示しなければならない。

2 毒物及び劇物の容器及び被包は、外部から明確に識別できるよう「医薬用外」の文字及び毒物については、赤地に白色で「毒物」の文字を、劇物については、白地に赤色で「劇物」の文字を表示しなければならない。

(受払い記録の整備)

第9条 使用責任者及び使用者は、毒物及び劇物の受払いの都度、品目ごとに受払い数量を使用簿に記入し、その使用量及び在庫量等を把握しておくものとする。

2 使用簿の様式及び記入方法等は、部局長が別に定める。

(定期点検等)

第10条 管理責任者及び使用責任者は、毎年定期又は随時に保管・管理する毒物及び劇物の受払い状況を使用簿等により確認するものとする。

(毒物及び劇物の処分等)

第11条 管理責任者は、使用責任者から保管・管理する毒物及び劇物のうち使用見込みがない旨の申出があった場合は、管理換、供用換又は廃棄処分等の措置を講ずるものとする。

(事故等の措置)

第12条 使用責任者は、保管・管理する毒物及び劇物が盗難に遭い、又は紛失したときは、速やかにその旨を管理責任者に届け出てその指示に従わなければならない。

2 使用責任者は、保管・管理する毒物及び劇物が飛散し、漏れ、流れ出し、しみ出し、又は地下等にしみ込み、保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、速やかに管理責任者に届け出るとともに、その危害を防止するための必要な応急の措置を講じなければならない。

3 管理責任者は、前2項の届け出を受けたときは、速やかに保健所、警察署等関係機関に連絡するとともに、学長に報告するものとする。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、毒物及び劇物の取扱い等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則 この規則は、平成10年12月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 この規則は、平成14年5月21日から施行し、この規則による改正後の山口大学毒物及び劇物取扱規則の規定は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 この規則は、平成15年5月22日から施行し、この規則による改正後の山口大学毒物及び劇物取扱規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

山口大学理学部労働安全委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学職員労働安全衛生管理規則（平成16年規則第70号）第13条第3項の規定に基づき、山口大学理学部労働安全委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(業務)

第2条 委員会は、理学部における労働安全管理の業務を処理する。

(組織)

第3条 委員会は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学部長
- (2) 労働安全衛生委員会委員
- (3) 理学部所属の衛生管理者又は作業環境測定士
- (4) 各講座から選出された大学教育職員各1名
- (5) 学生委員会委員のうち学部長が指名した者1名
- (6) 人文学部・理学部事務長

(任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第2号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、人文学部・理学部事務部総務企画係において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

理学部安全管理要項

1. 理学部長は、法令及び学内規則に定めるところにより、教育研究及び管理運営の諸活動において災害防止の基準が守られ、職員及び学生の安全を確保するとともに、快適な環境の形成を促進しなければならない。
2. 理学部の職員は、災害を防止するため必要な事項を守るほか、大学が実施する労働災害の防止に関する措置に従い、安全に業務を行い、学生及び職員に危害が加わらないように努めなければならない。
3. 理学部労働安全委員会（以下、「安全委員会」という。）は、理学部の職員及び学生に対する安全管理の業務を行う。
4. 職員及び学生が、国立大学法人山口大学職員労働安全衛生管理規則第18条第1項に規定された危険を伴う業務や実習、または、同規則第19条に規定された健康障害の防止が必要な業務や実習を行う場合は、各年度の当該業務を開始する日の前日までに、その業務・実習の概要、従事予定者、安全確保の措置、安全衛生教育の実施、その他必要な事項を安全委員会に届け出なければならない。
5. 安全委員会は前項の届け出に対して、助言、指導を行うことが出来る。委員会は、定期的に安全点検を行い、また、環境保全や安全管理に関する情報提供の窓口として随時相談に応じ、必要な措置を審議することとする。
6. 安全委員会は、労働安全衛生法施行令第15条第1項で定める機械・設備についての定期自主検査を指導し、その記録を保管する。
7. 火災・爆発を含む災害や、医師による診断・処置を必要とする傷病者が生じた災害、また、環境汚染を招いた災害が起きた場合には、事故現場を保存し、安全委員会に報告しなければならない。安全委員会は、必要に応じて調査委員会を設置し、原因の究明及び再発防止の手段について審議する。
8. 学生が平日の夜間（20時以降翌朝8時30分まで）、又は休日に危険を伴う作業や実験を行う場合には、夜間・休日実験届を提出し、指導教員の許可と、安全確保についての十分な助言を受けなければならない。また、日中・夜間・休日を問わず、学生が単独で危険な作業・実験を行うこと、並びに、学部学生のみで危険な作業・実験を行うことを禁止する。危険を伴う作業や実験の具体的な内容については、講座ごとに定める。
9. 必要以上の危険物を研究室内に持ち込まないために、理学部内に危険物屋内貯蔵所・薬品貯蔵庫、高圧ガスボンベ保管所、及び試薬保管室を置く。利用者は、各保安監督者の指示に従い、申し合わせ事項を遵守しなければならない。
10. 放射線、組換えDNA実験、実験動物の取り扱いについては、それぞれの規則、指針に従うものとする。

山口大学理学部危険物屋内貯蔵所・薬品貯蔵庫利用申し合わせ

平成16年4月1日

1. 理学部危険物屋内貯蔵所および薬品貯蔵庫（以下「貯蔵所」という。）の管理・運営のため、以下の事項を定めるものとする。
2. 貯蔵所に格納する危険物は、以下に掲げる薬品とする。

危険物屋内貯蔵所：第4類危険物

- ・特殊引火物 ジエチルエーテル 54 L
- ・第一石油類（非水溶性） ヘキサン 54 L ベンゼン 36 L
石油エーテル 18 L THF 36 L トルエン 36 L 酢酸エチル 54 L
- ・第一石油類（水溶性） アセトン 36 L
- ・アルコール類 270 L
- ・第二石油類（水溶性） 酢酸 18 L

薬品貯蔵庫

- ・クロロホルム 233 L
- ・硫酸 78 L
- ・アンモニア 20 L
- ・四塩化炭素 5 L

3. 貯蔵所の管理・運営に関する主任者として保安監督者を置く。保安監督者は、危険物の取扱いにおける保安の監督・指導および貯蔵所の実態の把握を行う。
4. 貯蔵所を使用する者は、保安監督者に申し出て、研究室の保管場所の指定を受け、貯蔵所の鍵を受け取る。保管場所には、研究室名・責任者名及び連絡先を明記しなければならない。
5. 貯蔵所の使用者は、使用にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 危険物は、容器に講座名を明記し、指定された場所に整頓して収納すること。
 - 出し入れの際には、必ず研究室の使用簿及び貯蔵所の使用簿に記録すること。
 - 貯蔵所への関係者以外の出入りを禁止し、危険物を取り扱いは、危険物取扱者の資格を持った者が行うか、もしくは危険物取扱者の立ち合いのもとで行うこと。
 - 容器を転倒させたり、引きずるなどしないこと。また、溶媒を移す際に、容器からあふれたり、飛散させたりしないように努めること。
 - 貯蔵所内および周辺にて火気を使用しないこと。
 - 貯蔵所内は常に整理整頓し、所定の危険物以外のものを貯蔵したり、指定場所以外に危険物を貯蔵したりしないこと。
 - 異常を発見したときには、直ちに保安監督者まで連絡すること。

（平成17年度保安監督者：村藤俊宏）

山口大学理学部高圧ガスボンベ保管所利用申し合わせ

平成16年4月1日

1. 理学部高圧ガスボンベ保管所（以下「保管所」という。）の管理・運営のため、以下の事項を定めるものとする。
2. 保管所に保管するボンベは、第一種（不活性）ガス、および第二種のうち支燃性ガス（酸素・空気）のボンベのみとし、可燃性ガスや特殊ガスは保管しない。
3. 保管所の管理・運営に関する主任者として保安監督者を置く。保安監督者は、保管所におけるガスボンベの取扱いの監督・指導および保管所の実態の把握を行う。
4. 保管所を使用する者は、予め保安監督者に申し出て、鍵を受け取る。保管所の鍵は、使用者が責任をもって管理するものとする。
5. 保管所の使用者は、使用にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ガスボンベには、講座名・責任者名・連絡先・ガス名称・ガス種別・使用状態（未使用・使用中・空）を明記し、指定された場所に保管すること。
 - ボンベを移動させる際には、キャリヤーを用い、引きずるなどしないこと。
 - 出し入れの際には、必ず保管所の使用簿に記録すること。
 - 保管所への関係者以外の出入りを禁止し、保管所内の換気に十分に注意すること。
 - 保管所内および周辺にて火気を使用しないこと。
 - 保管所内は常に整理整頓し、所定のボンベ以外のものを貯蔵したり、指定場所以外にボンベを保管したりしないこと。
 - 異常を発見したときには、直ちに保安監督者まで連絡すること。

（平成17年度保安監督者：山崎鈴子）

山口大学理学部試薬保管室利用申し合わせ

平成16年4月1日

1. 理学部試薬保管室（以下「保管室」という。）の管理・運営のため、以下の事項を定めるものとする。
2. 保管室に保管する薬品は、化学薬品のみとし、生物試料は含まないものとする。
3. 保管室の管理・運営に関する主任者として保安監督者を置く。保安監督者は、危険物の取扱いにおける保安の監督・指導および保管室の実態の把握を行う。
4. 保管室を使用する者は、保安監督者に申し出て、保管場所の指定を受け、保管室の鍵を受け取る。保管室の鍵は、使用者が責任をもって管理するものとする。
5. 保管室の使用者は、使用にあたって、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 試薬は、その種類や危険性ごとに分類し、容器に講座名・責任者名・連絡先を明記し、指定された場所に整頓して収納すること。薬品の容器はその性状に適したものを用品、破損・腐食などによる漏れがないように点検をおこなうこと。
 - 毒物及び劇物の取り扱いは、大学法人山口大学毒物及び劇物取扱規則を遵守し、毒劇物表示、盗難・事故防止、使用記録の関係機関への届け出、処分に関することなどを総括的に管理すること。
 - 酸化性物質と還元性物質、酸化性塩類・強酸・有機物、不安定物質や有害物質をつくる混触危険がある試薬を一緒に保存しないこと。発火性、禁水性、爆発性など、特に危険な薬品は、危険性に応じて別々に保管すること。
 - 万一の事故や地震に備えた防災対策を立て、転倒・転落を防止する措置を講ずること。必要に応じて空き缶に入れたり、砂箱に入れたりして、二重三重の安全対策を行うこと。
 - 出し入れの際には、試薬保管庫データベースに記録すること。
 - 保管室に関係者以外の者が出入りすることの無いよう注意すること。
 - 保管室内および周辺にて火気を使用しないこと。
 - 保管室内は常に整理整頓し、所定の試薬以外のものを貯蔵したり、指定場所以外に危険物を貯蔵したりしないこと。
 - 異常を発見したときには、直ちに保安監督者まで連絡すること。

(平成17年度保安監督者：村上良子)

参考文献

- 鈴木仁美著「有機化学実験の事故・危険 - 事例に学ぶ身の守り方-」丸善 (2004).
- 田中陸二、松本英之共著「実験室の 笑える？笑えない！ 事故実例集」講談社 (2001).
- 日本化学会編「化学実験の安全指針 改訂4版」丸善 (1999).
- 米国実験動物資源協会著；日本実験動物環境研究会編；黒澤努他訳「実験動物の管理と使用に関する労働安全衛生指針」アドスリー (1997),
- 化学同人編集部編「新版 実験を安全に行うために (正、続)」化学同人 (1993)
- 東京化成工業 (株) 編「取り扱い注意試薬ラボガイド」講談社 (1988).
- 米国国立科学研究審議会数学・物理科学会議実験室における危険性物質に関する委員会編；村上悠紀雄他訳「危険化学物質の取扱いと安全管理」三共出版 (1985).
- 中西啓二，加藤俊二共著「化学実験の事故をなくすために：100%安全な生徒実験」化学同人 (1984).
- Manufacturing Chemists' Association 編；日本化学会訳編「化学実験の事故と安全」丸善 (1978).
- 物性編集委員会編「物性実験技術シリーズ別巻：実験室での事故を防ぐには」槇書店 (1975)